

# 令和9年度 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト受験案内

出願受付期間

令和8年3月2日（月）午前10時から令和8年4月13日（月）午後5時まで

令和8年2月5日  
大阪市教育委員会

このテストは、大阪市公立学校・幼稚園教員の採用に当たっての選考資料を得るために実施するものです。

## 大阪市教育委員会の求める人物像

大阪市では、子どもが安心して成長できる安全な社会（学校園・家庭・地域）の実現や、心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための学力・体力の向上、ICTを活用した教育の推進に貢献できる次のような教員を求めてています。

1 情 熱	教職に対する情熱、愛情、使命感を持ち、困難にも立ち向かえる人
2 教師としての基礎力	広く豊かな教養を基盤とした、専門性と指導力を備えた人
3 人 間 味	子どもに対する教育的愛情と、カウンセリングマインドを備えた人

## 今年度の主な変更点

- ・受験資格の年齢制限を緩和します。（P2参照。）
- ・令和9年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおける大学3年次前倒し特別選考の合格者は、翌年度（令和9年度実施テスト）の第1次選考における、筆答テスト（教養）及び面接テストを免除します。
- ・出願する人のうち、日本語指導に関する資格等、中国語に関する資格、ベトナム語に関する資格を有する受験者に対して、第1次選考（面接テスト）の総合得点に加点します。
- ・校種「幼稚園」及び「幼稚園・小学校共通」の第2次選考実技テストにおける「無伴奏による歌唱」の実施を取り止めます。
- ・校種「中学校」（保健体育）の第2次選考実技テストにおける「水泳」の実施を取り止めます。
- ・校種「中学校」（英語）の第2次選考実技テストにおける「グループディスカッション」を「スピーチ及び口頭試問」へ変更します。
- ・第2次選考の合格者を除き、郵送による結果通知を行いません。（P15参照。）

## 1. 採用予定数

校種	教科等	出願に必要な免許状	採用予定数 <sup>*1</sup>
幼稚園 <sup>*2</sup>	_____	幼稚園教諭の普通免許状	約20名 <sup>*4</sup>
幼稚園・小学校共通 <sup>*2*3</sup>	_____	幼稚園教諭及び小学校教諭の普通免許状（両方の免許が必要）	
小学校 <sup>*9</sup>	_____	小学校教諭の普通免許状	約550名
中学校 <sup>*9</sup>	国語、社会、数学 <sup>*5</sup> 、理科 <sup>*5</sup> 、音楽、美術、保健体育、技術 <sup>*5</sup> 、家庭、英語、特別支援学級 <sup>*6</sup>	中学校教諭の出願教科の普通免許状 <sup>*5*6</sup>	約360名
	養護教諭(幼稚園) <sup>*2*7</sup>	養護教諭の普通免許状	若干名
	養護教諭(小学校・中学校共通) <sup>*7</sup>	養護教諭の普通免許状	約15名
	栄養教諭(小学校・中学校共通) <sup>*8</sup>	栄養教諭の普通免許状	約10名

\*1 採用予定数は、本受験案内公表日時点の「一般選考」、「障がい者対象選考」、「大学院准(在)学者対象選考」、「スペシャリスト特別選考」及び「教諭経験者特別選考」の各選考区分の合計です。また、今後変更することがあります。なお、障がい者対象選考区分の採用予定数は約20名、スペシャリスト特別選考区分の採用予定数は若干名です。なお、「大学3年次前倒し特別選考」及び「教諭経験者特別選考」は一定の基準を満たすものを合格とします。

\*2 幼稚園又は幼稚園・小学校共通で採用となった人は、幼稚園型認定こども園で勤務する場合があります。

\*3 幼稚園・小学校共通は、原則、幼稚園又は幼稚園型認定こども園での勤務となります。

\*4 幼稚園及び幼稚園・小学校共通の採用予定数のうち、幼稚園の採用予定数は半数を超えないものとします。

\*5 中学校の数学、理科、技術は、スペシャリスト特別選考により出願する場合のみ、普通免許状を要件としません。

\*6 中学校の特別支援学級は、中学校の特別支援学級専任教員としての勤務となります。出願には、中学校教諭の普通免許状（校種「中学校」で募集されている教科のうち、いずれかの教科の免許状）が必要です。なお、特別支援学校教諭の普通免許状は特に要件としませんが、当該免許状を所有している人には加点制度があります。

\*7 養護教諭(幼稚園)（以下、「養護教諭(幼)」という。）は幼稚園又は幼稚園型認定こども園での勤務となり、養護教諭(小学校・中学校共通)（以下、「養護教諭(小中)」という。）は、小学校、中学校又は義務教育学校のいずれかでの勤務となります。なお、「養護教諭(幼)」と「養護教諭(小中)」は志望順位を付けて併願することができます。

\*8 栄養教諭(小学校・中学校共通)（以下、「栄養教諭(小中)」という。）は、小学校、中学校又は義務教育学校のいずれかでの勤務となります。

\*9 小学校・中学校で採用となった人は、義務教育学校で勤務する場合があります。

\* 各校種の間では、必要に応じて人事交流を行っています。

## 2. 受験資格

受験資格は、「選考区分」又は「第1次選考における特例」にかかわらず、次の①～④の全て（ただし、「大学3年次前倒し特別選考」に出願する人はこの限りでない。）に該当する人に限ります。国籍は問いません。

- ① 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条に該当しないこと。

### 地方公務員法第十六条（欠格条項）（本受験案内公表日現在）

- 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 二 当初地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該处分の日から二年を経過しない者
  - 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
  - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 学校教育法第九条（校長又は教員の欠格事由）（本受験案内公表日現在）

- 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。
- 一 拘禁刑以上の刑に処せられた者
  - 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
  - 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
  - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- ② 「採用予定数」の表に記載した「出願に必要な免許状」を所有すること。

- ・「免許状を所有すること」とは、「令和9年4月1日時点で有効な普通免許状等を所有していること」を意味します。これには、令和9年4月1日までに普通免許状等を確実に取得できることを含みます。なお、令和9年4月1日時点で有効な普通免許状等を所有していない場合には、このテストにより得た一切の資格を失います。
  - ・養護教諭の普通免許状を所有する人には、令和8年度中に実施される保健師国家試験の合格により得られる資格を基礎として、養護教諭の普通免許状を取得しようとする人を除きます。
- ③ 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第7項に規定する「特定性犯罪」の前科がない（同法第2条第8項に規定する「特定性犯罪事実該当者でない」）こと。
- ④ 昭和40年4月2日以降に出生していること。

## 3. 選考区分

### [一般選考]

受験資格①～④の各号に該当する人。

### [障がい者対象選考]

受験資格①～④の各号に該当し、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳又は障害者職業センター等の公的機関による知的障がい者であることの判定書（以下、「障がい者手帳等」という。）の交付を受けている人。（面接テスト当日に、障がい者手帳等の写しを提出してください。）

障がいを有すること等により、受験に当たり配慮を必要とする場合（手話、筆談、車椅子の使用、点字、拡大文字による受験等）には、必要とする配慮の内容を出願時に入力してください。障がい者対象選考においては、障がいの程度に応じて実技テストの一部免除又は振替を行います。また、採用された場合、公共交通機関による通勤が著しく困難な場合には、自家用自動車等の公共交通機関以外（各自で確保）による通勤も可能です。

### [大学院進(在)学者対象選考]

受験資格①～④の各号に該当し、次の(1)～(3)の全てに該当している人。

- (1) 令和7年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト又は令和8年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストの校種「小学校」又は「中学校」に合格した後、大学院進(在)学を理由として大阪市教育委員会に辞退届を提出し、令和9年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト（以下、「R9テスト」という。）における大学院進(在)学者対象選考の該当者として受理されていること。
- (2) 令和8年度中に大学院修士課程等を修了すること。
- (3) 令和9年4月1日までに、辞退届提出時に指定された校種教科等の専修免許状（中学校（特別支援学級）は、特別支援学校教諭一種免許状を含む。）が取得できること。

※ 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に大学院を修了できなかった場合又は令和9年4月1日までに出願に必要な専修免許状（中学校（特別支援学級）は、特別支援学校教諭一種免許状を含む。）を取得できなかった場合には、このテストにより得た一切の資格を失います。

※ 大学院進(在)学者対象選考の受験資格が得られる年度及び校種教科等は、辞退届提出時に決定されています。決定された年度に受験する際は、改めて出願期間にご自身で電子申請により出願する必要があります。決定された年度及び校種教科等以外で受験する場合には、この選考区分での受験はできません。

※ この選考で出願する場合、**特例は「なし」を選択してください。**

### 大学院進(在)学者対象選考のテスト内容

- ・第1次選考の全てと第2次選考の筆答テスト及び実技テストを免除し、第2次選考の面接テストのみとします。

## 〔スペシャリスト特別選考〕

受験資格①～④の各号に該当し、校種「中学校（数学、理科、技術）」において、普通免許状を有しない人又は普通免許状の取得見込みのない人で、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する人。

- (1) 出願時点で、博士の学位を有し、受験教科の分野における高度な専門知識・経験又は技能を有する人。
- (2) 出願時点で、修士の学位を有し、かつ、大学・企業又は研究機関等において、受験する教科に相当する専門分野の研究・開発にかかる勤務経験等が令和8年4月30日までに通算3年以上あり、受験教科の分野における高度な専門知識・経験又は技能を有する人。

（出願される場合は、受験教科・勤務実績等の確認が必要ですので、教職員人事担当（06-6208-9123）まで、必ず事前に連絡してください。）

※ 勤務経験等には、博士課程（博士後期課程）期間を含みます。

※ スペシャリスト特別選考申請書（大阪市教育委員会ホームページに掲載）、学位授与等証明書及び勤務実績等を証明する書類を令和8年4月17日（金）までに必着で提出してください。なお、提出があるまでは出願審査が保留となる（受理されない）ため、できるだけ速やかに提出してください。

【大阪市教育委員会ホームページ】<https://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu230/kyousai/index.html>

※ 期日までに確実に届くように、特定記録や簡易書留等の追跡できる方法で提出してください。

※ 期間の算定に当たっては、その月に1日でも勤務等があれば1か月とみなし、12か月で1年としてください。ただし、同じ月を重複して算定することはできません。また、この期間には、休業・休職等により実質上勤務等していない期間を含みません。

※ スペシャリスト特別選考申請書、学位授与等証明書及び勤務実績等を証明する書類に虚偽の記載があった場合には、このテストにより得た一切の資格を失います。

※ 令和9年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストに合格した人は、特別免許状の授与申請を大阪府教育委員会に推薦し、大阪府教育委員会の教育職員検定に合格して特別免許状が授与された場合に教諭等として正式採用します。

※ 教育職員検定合格から正式採用までの間に、必要となる研修の受講や採用関係書類の提出をしていただくこととなります。

※ この選考で出願する場合、特例は「なし」を選択してください。

## 〔スペシャリスト特別選考のテスト内容〕

- ・第1次選考の筆答テストにおいて、択一式のテストに代えて論文試験を実施します。
- ・その他の選考内容については、一般選考と同様とします。

## ※ 特別免許状について

- ・特別免許状は、大学等での教職課程を履行していない者に、都道府県教育委員会の行う教育職員検定により免許状を授与する制度。
- ・授与要件として、次のア、イのいずれにも該当する者。
  - ア 教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
  - イ 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熟意と識見を持っている者

## 〔教諭経験者特別選考〕

受験資格①～④の各号に該当し、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する人。

（1）大阪市立の学校園において、正規任用の教諭、養護教諭又は栄養教諭（以下、「教諭等」という。）として、通算2年以上在職経験がある人。ただし、出願時点で大阪府、大阪市、堺市及び大阪府豊能地区教職員人事協議会が実施した採用選考に合格し正規任用された教諭等として在職している人を除く。

（2）大阪市立以外の国公私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等（以下、「学校園」という。）において、教諭等（認定こども園において、幼稚園としての教育課程内の授業等を担当する職を含む。）として、通算2年以上在職経験がある人。ただし、大阪府、大阪市、堺市及び大阪府豊能地区教職員人事協議会が実施した採用選考に合格し正規任用された教諭等として出願時点では在職している人を除く。

※ 教諭、講師等の名称に関わらず、期間の定めのない雇用形態（任期付採用や臨時的任用の場合は除く。）の職が、対象となります。

※ 日本国籍を有しない人が任用の期限を附さない常勤講師として勤務した実績は、教諭経験者特別選考の対象となります。

※ 出願できる校種教科等は、出願に必要な普通免許状を所有し、かつ、（1）又は（2）に該当する在職経験の中で、通算1年以上、教諭等として教育課程内の授業等を担当した実績（週当たりの時間数は問わない）のある校種教科等に限ります。ただし、次の校種教科等は、「教育課程内の授業等を担当した実績」を校種教科等ごとに示す実績に読み替えます。

・幼稚園・小学校共通：幼稚園又は認定こども園において教育課程内の授業等を担当した実績

・中学校（特別支援学級）：中学校の特別支援学級において学級担任を勤めた実績

※ 通算2年以上の在職経験には、出願校種教科等と異なる在職経験を通算することができます。

※ 養護教諭（幼）又は養護教諭（小中）で出願し、志望順位を付けて併願することができるのは、幼稚園かつ小学校又は中学校において正規任用の養護教諭として勤務した実績がそれぞれで通算1年以上ある方に限ります。

※ 期間の算定に当たっては、P4に記載の「教諭経験者特別選考及び各特例で必要とする経験に関する注意事項」について確認してください。

※ この選考で出願する場合、特例は「なし」を選択してください。

## 〔教諭経験者特別選考のテスト内容〕

- ・第1次選考の筆答テストと第2次選考の筆答テスト及び実技テストを免除し、第1次選考及び第2次選考の面接テストのみとします。

## 〔大学3年次前倒し特別選考〕

受験資格①に該当し、次の(1)～(3)の全てに該当している人。

(1) 大阪市公立学校・幼稚園教員を第一志望とし、令和8年度に大学3年次等となる方で、令和9年度中に大学を卒業見込みの人。

(2) 「出願に必要な免許状」を令和10年4月1日までに所有見込みであること。

(3) 昭和41年4月2日以降に出生していること。

※ 大学3年次等とは、大学の最終年次の1年前の年次をいいます。ただし、大学院、短期大学、専門学校やいづれの学校にも所属していない科目等履修生は含みません。

※ 出願できる校種教科等は、出願に必要な普通免許状を令和10年4月1日までに所有見込みである校種教科等に限ります。

※ 合格者は、在学証明書等により受験要件を確認します。

※ 合格者は、令和10年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト（以下、「R10 テスト」という。）の第1次選考の筆答テスト（教養）及び面接テストが免除となります。第1次選考テストの筆答テスト（教養）及び面接テストが免除となる特例の対象となるのはR10 テストのみとし、R10 テストを受験する際は、改めてR10 テストの出願期間にご自身で電子申請により該当する特例で出願する必要があります。

※ R10 テストで出願可能な校種教科等は大学3年次等に出願及び合格された校種・教科等に限ります。

※ 「大学3年次前倒し特別選考」のテストで不合格になった場合でも、翌年度の受験は可能です。

※ この選考で出願する場合、**特例は「なし」を選択してください。**

### 〔大学3年次前倒し特別選考のテスト内容〕

- ・第1次選考の筆答テストのみとします。

## 4. 第1次選考における特例

### 〔社会人経験者特例〕

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する人。

(1) 令和3年4月1日から令和8年4月30日までの間に、法人格を有する民間企業又は官公庁等での正社員又は正規職員としての勤務経験が通算2年以上ある人。

(2) 令和3年4月1日から令和8年4月30日までの間に、独立行政法人国際協力機構法の規定による青年海外協力隊等としての活動経験が通算2年以上ある人。

※ (1)について、**正社員又は正規職員として認められない職（契約社員、派遣社員等）の勤務経験は、対象となりません。**

※ (1)及び(2)の期間には、教諭経験者特別選考、大阪市立学校園現職講師特例及び講師等経験者特例に該当する期間は含まれません。

### 〔特例内容〕

- ・第1次選考の筆答テストにおいて、出題された問題のうち、思考力・判断力を測る問題のみを解答します。

### 〔大阪市立学校園現職講師特例〕

令和8年4月1日以降の出願時点で、大阪市立の学校園において、常勤講師、非常勤講師、習熟等担当講師（週30時間）又は栄養職員として在職している人。**（出願後に大阪市立学校園現職講師特例の対象となった人に限り、出願期間中は特例の変更を受け付けます。）**

### 〔特例内容〕

- ・第1次選考において、筆答テストを免除し、面接テストのみとします。
- ・第1次選考の面接テストの点数に、出願時点の在籍校園での評価を反映します。

### 〔講師等経験者特例〕

国公私立の学校園において、教諭、常勤講師、非常勤講師又は教諭の普通免許状を必要とする会計年度任用職員・非常勤嘱託員（認定こども園において、幼稚園としての教育課程内の授業等を担当する職を含む。）として、令和3年4月1日から令和8年4月30日までの間に通算2年以上の在職経験がある人。ただし、教諭経験者特別選考の該当者、大阪市立学校園現職講師特例の該当者及び大阪府、大阪市、堺市及び大阪府豊能地区教職員人事協議会が実施した採用選考に合格し正規任用された教諭等として出願時点で在職している人を除く。

※ 在職経験のない校種教科等に出願することもできます。

※ 通算2年以上の在職経験には、出願校種教科等と異なる在職経験を通算することができます。

### 〔特例内容〕

- ・第1次選考の筆答テストにおいて、出題された問題のうち、思考力・判断力を測る問題のみを解答します。

### ※ 教諭経験者特別選考及び各特例で必要とする経験に関する注意事項

- ・期間の算定に当たっては、その月に1日でも勤務等があれば1か月とみなし、12か月で1年としてください。ただし、同じ月を重複して算定することはできません。また、この期間には、休業・休職等により実質上勤務していない期間を含みません。
- ・第2次選考の合格者には職歴証明書（本市指定）を提出していただきます。職歴証明書を提出しない場合又は職歴証明書により特例の要件を満たさないことが明らかになった場合には、このテストにより得た一切の資格を失います。

### **〔大学推薦特別選考特例〕**

小学校、中学校（国語）、中学校（数学）、中学校（理科）、中学校（美術）、中学校（技術）、中学校（家庭）、中学校（英語）では、小学校教諭又は中学校教諭の普通免許状（一種又は専修）取得のための課程認定を受けている大学及び大学院から推薦を受けた人を対象に大学推薦特別選考を実施しており、**その合格者には第1次選考を免除します。****大学を通じて推薦書等を送付いただくとともに、ご自身で電子申請により出願してください。**詳しくは、「令和9年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト大学推薦特別選考実施要項」（大阪市教育委員会ホームページ <https://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu230/kyousai/index.html> に掲載）をご覧ください。

### **〔教職大学院推薦特別選考特例〕**

幼稚園、幼稚園・小学校共通、小学校、中学校（全ての教科等）、養護教諭（幼）、養護教諭（小中）では、文部科学省より設置を認可された教職大学院から推薦を受けた人を対象に、教職大学院推薦特別選考を実施しており、**その合格者には第1次選考を免除します。****教職大学院を通じて推薦書等を送付いただくとともに、ご自身で電子申請により出願してください。**詳しくは、「令和9年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト教職大学院推薦特別選考実施要項」（大阪市教育委員会ホームページ <https://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu230/kyousai/index.html> に掲載）をご覧ください。

### **〔大阪市教師養成講座修了者特例〕**

令和7年度大阪市教師養成講座を修了した人は、**修了した校種教科等の第1次選考を免除します。**

- ※ R 9 テストを受験する場合に限ります。
- ※ ご自身で電子申請により出願する必要があります。
- ※ 令和7年度大阪市教師養成講座修了証書に記載された名前と現在の名前が異なる場合については、教職員人事担当（06-6208-9123）までご連絡ください。第2次選考の合格者には、戸籍抄本を提出していただきます。

### **〔前年度大学3年次前倒し特別選考合格者特例〕**

令和8年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおける大学3年次前倒し特別選考を受験し、第1次選考筆答テストを合格し、かつ大阪市が指定する様式で在学証明書を提出し、受理された人。

- ※ R 9 テストを受験する場合に限ります。
- ※ ご自身で電子申請により出願する必要があります。出願時にR 8 テスト受験時の受験番号を入力してください。
- ※ R 8 テスト出願時の名前と R 9 テスト出願時の名前が異なる場合やR 8 テストの第1次選考筆答テスト結果通知書の紛失等によりR 8 テストの受験番号がわからない場合は、教職員人事担当（06-6208-9123）までご連絡ください。改姓された方で、第2次選考の合格者には、戸籍抄本を提出していただきます。

#### **【特例内容】**

- ・第1次選考において、筆答テストを免除し、面接テストのみとします。

## 5. 特定の資格等による加点制度

### 【ボランティア加点】【校種：全ての校種、教科等】

全ての校種、教科等（大学院進(在)学者対象選考、スペシャリスト特別選考、教諭経験者特別選考、大学3年次前倒し特別選考、大学推薦特別選考特例、教職大学院推薦特別選考特例、大阪市教師養成講座修了者特例を除く。）を受験する人で、下記の要件を満たしている場合には、申請により第1次選考面接テスト受験者の総合得点に加点します。ただし、「英語の免許状・資格を有する受験者に対する加点」、「英語の資格を有する受験者に対する加点」、「『数学』『理科』『保健体育』『音楽』のいずれかの免許状を所有する受験者に対する加点」、「特別支援学校教諭の普通免許状を所有する受験者に対する加点」、「日本語指導に関する資格等を有する受験者に対する加点」、「中国語の資格を有する受験者に対する加点」、「ベトナム語の資格を有する受験者に対する加点」、「プログラミングの資格を有する受験者に対する加点」と合わせることはできません。

#### 加点の要件

ボランティア加点対象事業に参加し、幼児児童生徒の学習支援を含む活動に従事した活動実績が、教員採用選考テストに出願する前年度から過去3年間（令和5年度～令和7年度）において30回以上あり、そのことを実施団体から証明されていること。

- ・1回あたりの活動時間が、1時間程度以上のものを対象とします。
- ・実施団体からのボランティアに対する活動内容の評価によっては加点されない場合があります。

※ この加点の申請は出願時のみとし、出願受理後の申請及び申請内容の変更はできません。

※ 活動実績の証明として、「ボランティア活動実績証明書」の原本を提出していただきます。下記の発行依頼先より作成された「ボランティア活動実績証明書」を、大阪市教育委員会事務局 教職員人事担当（〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20）まで、封筒に「ボランティア活動実績証明書」在中と朱書きし、郵送してください。

※ 提出期限は、令和8年4月17日（金）（必着）です。なお、「ボランティア活動実績証明書」の内容が確認できるまでは、出願審査が保留となる（受理されない）ため、速やかに提出してください。

※ 期日までに確実に届くように、特定記録や簡易書留等の追跡できる方法で提出してください。

※ 原本を提出しない場合又は提出書類により加点の要件を満たさないことが明らかになった場合には、加点申請を取り消します。  
(ボランティア活動実績証明書の発行依頼先)

- ・局、区が実施しており、主な活動場所が学校園であるもの：各学校園
- ・局、区が実施しており、主な活動場所が学校園以外であるもの：各局、区の事業担当課（又は委託事業者）
- ・NPO等民間団体が実施する加点対象事業：NPO等民間団体

※ ボランティア加点対象事業一覧、ボランティア活動実績証明書の様式については、「大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおけるボランティア加点を実施します」(<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000657890.html>)をご覧ください。

#### (加点の内容)

第1次選考	
全ての校種、教科等	面接テスト受験者の総合得点に20点加点

### 【英語の免許状・資格を有する受験者に対する加点】【校種：「小学校】

校種「小学校」（大学院進(在)学者対象選考、大学3年次前倒し特別選考を除く。）を受験する人で、次の留意事項における(1)、(2)、(3)、(4)のいずれかに該当する場合には、申請により第1次選考面接テスト受験者の総合得点並びに第2次選考の筆答テストの得点のそれぞれに加点します。ただし、「ボランティア加点」、「『数学』『理科』『保健体育』『音楽』のいずれかの免許状を所有する受験者に対する加点」、「特別支援学校教諭の普通免許状を所有する受験者に対する加点」、「日本語指導に関する資格等を有する受験者に対する加点」、「中国語の資格を有する受験者に対する加点」、「ベトナム語の資格を有する受験者に対する加点」、「プログラミングの資格を有する受験者に対する加点」と合わせることはできません。

#### (加点の内容)

	第1次選考	第2次選考
(1) 又は(2)を満たす場合	面接テスト受験者の総合得点に90点加点	筆答の得点に30点加点
(3) を満たす場合	面接テスト受験者の総合得点に60点加点	筆答の得点に20点加点
(4) を満たす場合	面接テスト受験者の総合得点に30点加点	筆答の得点に10点加点

### 〔英語の資格を有する受験者に対する加点〕【校種：「中学校（英語）」】

校種「中学校（英語）」（大学院進（在）学者対象選考、大学3年次前倒し特別選考を除く。）を受験する人で、次の留意事項における（2）及び（3）のいずれかに該当する場合には、申請により第1次選考面接テスト受験者の総合得点並びに第2次選考の筆答テスト及び実技テストの合計得点のそれぞれに加点します。ただし、「ボランティア加点」、「日本語指導に関する資格等を有する受験者に対する加点」、「中国語の資格を有する受験者に対する加点」、「ベトナム語の資格を有する受験者に対する加点」と合わせることはできません。

#### （加点の内容）

	第1次選考	第2次選考
（2）を満たす場合	面接テスト受験者の総合得点に30点加点	筆答と実技の合計得点に15点加点
（3）を満たす場合	面接テスト受験者の総合得点に20点加点	筆答と実技の合計得点に10点加点

#### 〔留意事項〕

- (1) 英語の中学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状を所有している人
- (2) 英検1級合格、GTEC(CBT)1,350点以上取得、IELTS7.0以上取得、TOEFL(iBT)95点以上取得、TOEIC(L&R)945点以上取得のいずれかを満たす人
- (3) 英検準1級合格、GTEC(CBT)1,190点以上取得、IELTS5.5以上取得、TOEFL(iBT)72点以上取得、TOEIC(L&R)785点以上取得のいずれかを満たす人
- (4) 英検2級合格、GTEC(CBT)960点以上取得、IELTS4.0以上取得、TOEFL(iBT)42点以上取得、TOEIC(L&R)550点以上取得のいずれかを満たす人

※（1）の「英語の中学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状の所有」とは、「令和9年4月1日時点での有効な普通免許状を所有していること」を意味します。これには、令和9年4月1日までに普通免許状を確実に取得できることを含みます。その他の資格は、出願締切日時点での合格又は取得していることを要件とします。なお、GTECはGTEC(CBT)に限ること、TOEFLはTOEFL(iBT)に限ることとし、TOEIC(L&R)は公開テストにより行われたものに限り有効とします。

※この加点の申請は出願時のみとし、出願受理後の申請及び申請内容の変更はできません。

※第2次選考の合格者には、英語の中学校教諭・高等学校教諭の普通免許状の写し又は以下の証明書類の写しを提出していただきます。証明書類の写し等を提出しない場合又は加点の要件を満たさない場合には、このテストにより得た一切の資格を失います。

試験名称	実施団体	証明書類
英検：実用英語技能検定	日本英語検定協会	合格証明書の写し
GTEC(CBT)：Global Test of English Communication	ペネッセコーポレーション	オフィシャルスコア証明書(OFFICIAL SCORE CERTIFICATE)の写し
IELTS：International English Language Testing System	日本英語検定協会	公式の成績証明書(Test Report Form)の写し
TOEFL(iBT)：Test of English as a Foreign Language	ETS Japan	公式スコアレポート(Test Taker Score Report)の写し
TOEIC(Listening & Reading Test)：Test of English for International Communication	国際ビジネスコミュニケーション協会	公式認定証(Official Score Certificate)の写し

### 〔「数学」「理科」「保健体育」「音楽」のいずれかの免許状を所有する受験者に対する加点〕【校種：小学校】

校種「小学校」（大学院進（在）学者対象選考、大学3年次前倒し特別選考を除く。）を受験する人で、「数学」「理科」「保健体育」「音楽」のいずれかの中学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状を所有する場合には、申請により第1次選考面接テスト受験者の総合得点並びに第2次選考の筆答テストの得点のそれぞれに加点します。ただし、「ボランティア加点」、「英語の免許状・資格を有する受験者に対する加点」、「特別支援学校教諭の普通免許状を所有する受験者に対する加点」、「日本語指導に関する資格等を有する受験者に対する加点」、「中国語の資格を有する受験者に対する加点」、「ベトナム語の資格を有する受験者に対する加点」、「プログラミングの資格を有する受験者に対する加点」と合わせることはできません。

※「『数学』『理科』『保健体育』『音楽』のいずれかの中学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状を所有する」とは、「令和9年4月1日時点での有効な普通免許状を所有していること」を意味します。これには、令和9年4月1日までに普通免許状を確実に取得できることを含みます。

※この加点の申請は出願時のみとし、出願受理後の申請及び申請内容の変更はできません。

※第2次選考の合格者には、免許状の写しを提出していただきます。免許状の写しを提出しない場合は、このテストにより得た一切の資格を失います。

#### （加点の内容）

第1次選考	第2次選考
面接テスト受験者の総合得点に90点加点	筆答の得点に30点加点

### 【特別支援学校教諭の普通免許状を所有する受験者に対する加点】【校種：「小学校」又は「中学校（特別支援学級）】

校種「小学校」又は「中学校（特別支援学級）」（大学院進（在）学者対象選考、大学3年次前倒し特別選考を除く。）を受験する人で、特別支援学校教諭の普通免許状（自立教科及び自立活動を除く。）を所有する場合には、申請により第1次選考面接テスト受験者の総合得点及び第2次選考の所定の得点に加点します。ただし、校種「小学校」において、「ボランティア加点」、「英語の免許状・資格を有する受験者に対する加点」、「『数学』『理科』『保健体育』『音楽』のいずれかの免許状を所有する受験者に対する加点」、「日本語指導に関する資格等を有する受験者に対する加点」、「中国語の資格を有する受験者に対する加点」、「ベトナム語の資格を有する受験者に対する加点」、「プログラミングの資格を有する受験者に対する加点」と合わせること、及び「中学校（特別支援学級）」において、「ボランティア加点」、「日本語指導に関する資格等を有する受験者に対する加点」、「中国語の資格を有する受験者に対する加点」、「ベトナム語の資格を有する受験者に対する加点」と合わせることはできません。

※ 「特別支援学校教諭の普通免許状を所有する」とは、「令和9年4月1日時点で有効な普通免許状を所有していること」を意味します。これには、令和9年4月1日までに普通免許状を確実に取得できることを含みます。なお、特別支援学校教諭の普通免許状における領域は問いません。

※ この加点の申請は出願時のみとし、出願受理後の申請及び申請内容の変更はできません。

※ 第2次選考の合格者には、免許状の写しを提出していただきます。免許状の写しを提出しない場合は、このテストにより得た一切の資格を失います。

#### （加点の内容）

	第1次選考	第2次選考
小学校	面接テスト受験者の総合得点に90点加点	筆答の得点に30点加点
中学校（特別支援学級）	面接テスト受験者の総合得点に90点加点	面接の得点に30点加点

### 【日本語指導に関する資格等を有する受験者に対する加点】【校種：全ての校種、教科等】

全ての校種、教科等（大学院進（在）学者対象選考、スペシャリスト特別選考、教諭経験者特別選考、大学3年次前倒し特別選考、大学推薦特別選考特例、教職大学院推薦特別選考特例、大阪市教師養成講座修了者特例を除く。）を受験する人で、次の加点の要件における（1）、（2）、（3）、（4）、（5）のいずれかに該当する場合には、申請により第1次選考面接テスト受験者の総合得点に加点します。ただし、「ボランティア加点」、「英語の免許状・資格を有する受験者に対する加点」、「日本語の資格を有する受験者に対する加点」、「『数学』『理科』『保健体育』『音楽』のいずれかの免許状を所有する受験者に対する加点」、「特別支援学校教諭の普通免許状を所有する受験者に対する加点」、「中国語の資格を有する受験者に対する加点」、「ベトナム語の資格を有する受験者に対する加点」、「プログラミングの資格を有する受験者に対する加点」と合わせることはできません。

#### （加点の内容）

	第1次選考
全ての校種、教科等	面接テスト受験者の総合得点に20点加点

#### 加点の要件

- （1）大学（短期大学を除く。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を取得し、かつ、当該大学を卒業し、又は当該大学院の課程を修了した者  
（2）大学（短期大学を除く。）又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上習得し、かつ、当該大学を卒業し、又は当該大学院の課程を修了した者  
（3）令和6年3月31日までに公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者  
（4）学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適當と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者  
（5）日本語教育機関認定法に基づき、登録日本語教員の登録を受けた者

※（1）、（2）、（5）は、令和9年4月1日までに（1）、（2）、（5）のいずれかを確実に満たすことを含みます。

※（3）、（4）は、出願締切日時点での（3）、（4）のいずれかを満たす人に限ります。

※ この加点の申請は出願時のみとし、出願受理後の申請及び申請内容の変更はできません。

※ 第2次選考の合格者には、以下の証明書類の写し等を提出していただきます。証明書類の写し等を提出しない場合又は加点の要件を満たさない場合には、このテストにより得た一切の資格を失います。

加点の要件	証明書類
（1）	履修証明書及び卒業証明書
（2）	単位取得証明書及び卒業証明書
（3）	合格証明書の写し
（4）	受講証明書（受講時間数が明記されたもの）
（5）	登録日本語教員の登録証の写し

## 【中国語の資格を有する受験者に対する加点】 【校種：全ての校種、教科等】

全ての校種、教科等（大学院進（在）学者対象選考、スペシャリスト特別選考、教諭経験者特別選考、大学3年次前倒し特別選考、大学推薦特別選考特例、教職大学院推薦特別選考特例、大阪市教師養成講座修了者特例を除く。）を受験する人で、下記の要件を満たしている場合には、申請により第1次選考面接テスト受験者の総合得点に加点します。ただし、「ボランティア加点」、「英語の免許状・資格を有する受験者に対する加点」、「英語の資格を有する受験者に対する加点」、「『数学』『理科』『保健体育』『音楽』のいずれかの免許状を所有する受験者に対する加点」、「特別支援学校教諭の普通免許状を所有する受験者に対する加点」、「日本語指導に関する資格等を有する受験者に対する加点」、「ベトナム語の資格を有する受験者に対する加点」、「プログラミングの資格を有する受験者に対する加点」と合わせることはできません。

### 加点の要件

以下のいずれかの資格を有する者

- ・HSK 3級以上
- ・中国語検定4級以上
- ・中国語コミュニケーション能力検定350以上

### （加点の内容）

第1次選考	
全ての校種、教科等	面接テスト受験者の総合得点に20点加点

※ 全ての資格試験について、出願締切日時点での合格していることを要件とします。

※ この加点の申請は出願時のみとし、出願受理後の申請及び申請内容の変更はできません。

※ 第2次選考の合格者には、以下の証明書類の写しを提出していただきます。証明書類の写しを提出しない場合又は加点の要件を満たさない場合には、このテストにより得た一切の資格を失います。

試験名称	実施団体	証明書類
HSK	HSK 日本実施委員会	成績報告又は成績通知書の写し
中国語検定試験	一般財団法人日本中国語検定協会	合否通知、認定証書又は合格証明書の写し
中国語コミュニケーション能力検定	中国語コミュニケーション協会	認定証の写し

## 【ベトナム語の資格を有する受験者に対する加点】 【校種：全ての校種、教科等】

全ての校種、教科等（大学院進（在）学者対象選考、スペシャリスト特別選考、教諭経験者特別選考、大学3年次前倒し特別選考、大学推薦特別選考特例、教職大学院推薦特別選考特例、大阪市教師養成講座修了者特例を除く。）を受験する人で、下記の要件を満たしている場合には、申請により第1次選考面接テスト受験者の総合得点に加点します。ただし、「ボランティア加点」、「英語の免許状・資格を有する受験者に対する加点」、「英語の資格を有する受験者に対する加点」、「『数学』『理科』『保健体育』『音楽』のいずれかの免許状を所有する受験者に対する加点」、「特別支援学校教諭の普通免許状を所有する受験者に対する加点」、「日本語指導に関する資格等を有する受験者に対する加点」、「中国語の資格を有する受験者に対する加点」、「プログラミングの資格を有する受験者に対する加点」と合わせることはできません。

### 加点の要件

以下のいずれかの資格を有する者

- ・実用ベトナム語技能検定試験5級以上
- ・国際ベトナム語能力試験B1以上

### （加点の内容）

第1次選考	
全ての校種、教科等	面接テスト受験者の総合得点に20点加点

※ 全ての資格試験について、出願締切日時点での合格していることを要件とします。

※ この加点の申請は出願時のみとし、出願受理後の申請及び申請内容の変更はできません。

※ 第2次選考の合格者には、以下の証明書類の写しを提出していただきます。証明書類の写しを提出しない場合又は加点の要件を満たさない場合には、このテストにより得た一切の資格を失います。

試験名称	実施団体	証明書類
実用ベトナム語技能検定試験	特定非営利活動法人日本東南アジア言語普及交流協会	結果通知書又は合格証明書の写し
国際ベトナム語能力試験	一般社団法人 VTS JAPAN	試験成績表又は成績証明書の写し

## 【プログラミングの資格を有する受験者に対する加点】 【校種：小学校】

校種「小学校」（大学院進（在）学者対象選考、教諭経験者特別選考、大学3年次前倒し特別選考、大学推薦特別選考特例、教職大学院推薦特別選考特例、大阪市教師養成講座修了者特例を除く。）を受験する人で、下記の資格試験に合格している場合には、申請により第1次選考面接テスト受験者の総合得点に加点します。ただし、「ボランティア加点」、「英語の免許状・資格を有する受験者に対する加点」、「『数学』『理科』『保健体育』『音楽』のいずれかの免許状を所有する受験者に対する加点」、「特別支援学校教諭の普通免許状を所有する受験者に対する加点」、「日本語指導に関する資格等を有する受験者に対する加点」、「中国語の資格を有する受験者に対する加点」、「ベトナム語の資格を有する受験者に対する加点」と合わせることはできません。

### （加点の内容）

第1次選考
面接テスト受験者の総合得点に20点加点

- ※ 全ての資格試験について、出願締切日時点で合格していることを要件とします。
- ※ この加点の申請は出願時のみとし、出願受理後の申請及び申請内容の変更はできません。
- ※ 第2次選考の合格者には、証明書類の写しを提出していただきます。証明書類の写しを提出しない場合又は提出書類により加点の要件を満たさないことが明らかになった場合には、このテストにより得た一切の資格を失います。ご提出いただく証明書類は次のとおりです。

試験名称	実施団体	証明書類
ITパスポート試験		
基本情報技術者試験	情報処理推進機構	情報処理技術者試験合格証書の写し
応用情報技術者試験		

## 6. 中学校（特別支援学級）

この校種教科等で出願するには、中学校教諭の普通免許状（校種「中学校」で募集されている教科のうち、いずれかの教科の免許状）が必要です。なお、特別支援学校教諭の普通免許状は特に要件としませんが、当該免許状を所有している人には、加点制度があります。（P 8 参照）

- ・ テスト内容は、第2次選考の面接テストを除き、所有する中学校教諭の普通免許状の教科に関するテストと同じです。複数の教科の普通免許状を所有している人は、そのうちの一つの教科を選んで受験してください。
- ・ 第2次選考の面接テストは、1人約30分の個人面接を行い、その中で場面指導を行うとともに、特別支援教育に関する専門知識や大阪市の特別支援教育の現状と課題に関する質問等を行います。**なお、この面接テストの対象者には、質問の参考に資するため、特別支援教育の経験や専門性に関する調査票を第2次選考筆答テスト時に提出していただきます。**調査票については、第1次選考結果発表時に大阪市教育委員会ホームページに掲載します。ダウンロードできないときは速やかに教職員人事担当（06-6208-9123）に電話で問い合わせてください。**また、教諭経験者特別選考においては、第2次選考筆答テストが免除されるため、第2次選考の受験者（教諭経験者特別選考）は、令和8年8月10日（月）必着で、大阪市教育委員会事務局 教職員人事担当（〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20）宛て、封筒に「調査票（中学校/特別支援学級）」在中と朱書きし、調査票を郵送してください。**
- 【大阪市教育委員会ホームページ】<https://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu230/kyousai/index.html>
- ・ 第1次選考の合否判定は、他の教科と同じ方法ですが、第2次選考の合否判定は、筆答テスト及び実技テストで教科ごとに設定する合格基準点に全て達している人を対象とし、面接テストの得点により判定します。

## 7. 「養護教諭（幼）」と「養護教諭（小中）」の併願

「養護教諭（幼）」と「養護教諭（小中）」は、志望順位を付けて併願することができます。併願した場合には、第1志望の第1次選考で不合格と判定されても、得点が第2志望の合格基準点に達し、かつ合格最低点を上回る場合には、第2志望の第2次選考を受験することができます。また、第1志望の第2次選考で不合格と判定されても、得点が第2志望の合格基準点に達し、かつ合格最低点を上回る場合には、第2志望の第2次選考を合格と判定します。

- ※ この併願の申請は出願時のみとし、出願受理後に申請及び申請内容の変更はできません。
- ※ 教諭経験者特別選考で出願し、志望順位を付けて併願する場合は、正規任用の養護教諭として通算2年以上在職経験があり、幼稚園かつ小学校又は中学校において正規任用の養護教諭として勤務した実績がそれぞれで通算1年以上ある方に限ります。